全労連ヘルパーアンケート結果の特徴について

2012 年 4 月から、「改正」介護保険法が施行され、介護報酬改定、第 5 期事業計画が 行われている下で、介護現場でなにが起きているか、とくに在宅介護の現場の実態と問 題点を明らかにするために、「ヘルパーアンケート」を取り組みました。

- ・取り組み時期 2012年7月から2013年2月まで取り組み、3,989 枚を回収
- ·性別 男性 116 人、女性 3,858 人 (96.7%)、不明 15 人
- •年代 10代7人、20代103人、30代335人、40代1,010人(25.3%)、50代1,360人(34.3%)、60代1,157人(29.0%)、不明10人
- ・雇用形態 正規 772 人 パート 1,372 人 登録 1,780 人 不明 65 人
- ・配布方法 建交労、生協労連、全国一般、日本医労連、福祉保育労、自治労連の 関係 6 単産と各県労連を通して配布

(1) 利用者への影響について

介護サービスを受ける利用者の中には、独居または日中独居の方も多く、ホームヘルパーさんの訪問時に唯一会話する方が多くなっています。今回の報酬改定により、「60分」から「45分」に短縮されたことによる利用者への影響を調査したアンケートでは、利用者さんと『会話する時間が取れなくなった』と答えたヘルパーが74.2%にものぼっています。また、『サービス内容を制限するようになった』と答えた方が63.2%、『時間内に仕事が終わらない』と答えた方が58.1%と時間短縮の影響がヘルパーの働き方にも色濃く出ています。

- ・訪問回数は変化しましたか(問 2-1) 増えた 11.6%(461 人)、減った 17.4%(694 人)、変わらない 67.7%(2,699 人)
- ・サービス(ケア)内容を制限するようになりましたか (問 2-6) はい 63.2% (2,523 人)、いいえ 33.6%(1,339 人)
- ・生活支援 1 回(45分)では終わらないので 2 回になったケースが増えましたか(問 2-7)はい 18.5%(736人)、いいえ 76.4%(3,049人)
- ・利用者さんとの会話はどうなりましたか (問 2-9) 会話をする時間が取れなくなった 74.2% (2,959 人)、今までどおり会話が出来る

21.2%(845 人)

『時間内に仕事が終わらない』58.1%(2,317人)と答えた方の87.4%が『会話をする時間が取れなくなった』。『時間内に仕事が終わる』と答えた38.8%(1,546人)の方でも、58.9%が『会話をする時間が取れなくなったと答えています。

また、生活援助が45分に削減されたことによって、『もっとサービス時間を増やすべき』と答えた方の85.9%、『どちらとも言えない』では66.3%、『時間は十分』と答えた方でも47.6%の人が『会話をする時間が取れなくなっている』と答えています。

(2)介護労働者への影響について

1訪問時間が減った

アンケートでは、『訪問時間が減った』と答えた方が 57.6%(2,298 人)となっています。雇用形態別の『訪問時間が減った』は、登録ヘルパーで 64.0%、パートヘルパーで 54.4%。正規で 48.8%の順となっています。減ったうち、非正規のヘルパーの回答 (登録型 1,140 人、パート 747 人) が 82.1%にのぼっています。

時間内に仕事が終わらないと答えた 58.1% (2,317 人)中、65.7%の方の訪問時間が減っています。

②訪問回数が減った

『訪問回数が減った』と答えた方は17.4%(694人)で、登録ヘルパーが20.8%、次にパートヘルパー16.4%、正規ヘルパー11.9%です。正規ヘルパーでは、一方で17.9%の方の訪問回数が増えています。『訪問回数が減った』の53.3%が登録型ヘルパー(370人)となっており、パートヘルパー(225人)と合わせると、雇用の不安定な非正規のヘルパーで85.7%を占めています。

③時給が減った

今回の改定で事業所によっては時給の切り下げを行ったところもあります。時給で働く登録へルパーの36.0%(641人)、パートヘルパーの30.0%(411人)が『時給が減った』と回答しています。正規ヘルパーでの減少の回答は11.9%(92人)でした。

4収入が減った

6月の平均労働時間と賃金は、76時間29分で96,977円となっています。そのうち正規労働者の平均賃金は、180,984円と算出されました。介護労働安定センターの平成23年度介護労働実態調査の月給者の所定内賃金216,086円より、3万5千円も低くなっています。また、全産業の平均賃金296,800円(平成23年賃金構造基本統計調査)と比べても11万5千円の格差があります。

介護報酬改定によって訪問回数や時間、時給の変更等が行われ、ヘルパーの収入にも多大な影響を与えています。報酬改定前と比較して『収入が減った』と答えたか方が37.4%(1,491人)となっています。登録型パートの49.2%、パートヘルパーの34.8%が『減った』と答え、『減った』と答えた方の90.7%を占めており、非正規のパート・登録ヘルパーが深刻な影響を受けていることがわかります。

『収入が減った』と答えたか方の減収額の平均は、15,918 円となっています。ただでさえ少ない賃金が1万円以上減少するわけですから、生活へのダメージはかなり大

きいと言えます。正規の平均減額は19,298円(9.6%)、パートは16,691円(14.6%)、 登録ヘルパーは15,353円(18.2%)で、不安定な登録、パート、正規の順で減額幅が 大きいのも特徴です。

収入が減った原因は、『労働時間が減った』67.8%、『利用者が減った』21.1%、『時 給が減った』14.9%となっています。

⑤労働が過密になった

生活援助時間が短縮されたことにより、『労働が過密になった』と答えた方が 51.6% (2,058 人)と過半数にのぼりました。『過密になった』と答えた方の 88.3%が利用者さんとの『会話をする時間が取れなくなった』と答えており、『労働が過密になって、会話をする時間が取れなくなった』と答えている方は、45.2%にのぼります。

⑥サービス残業が増えた

生活援助時間が短縮になったことにより、サービス時間内に終わらず、サービス残業が増えています。『時間内に仕事が終わらない』と答えた方が 58.1%(2,317人)、『サービス内容を制限するようになった』が 63.2%(2,523人)にのぼっています。『サービス残業が増えた』は 40.5%(1,615人)にもなり、そのうち 92.0%の方が「会話をする時間がとれなくなった」と、時間短縮による否定的な影響が色濃く出ています。

7介護職員処遇改善加算

介護職員処遇改善加算を『受け取っている』56.7%、『分からない』『不明』が37.8%。

介護職員処遇改善加算の支給については、62.1%(2,477 人)が『支給されている』と答えています。そのうち支給方法は、『一時金』25.7%(1,024 人)、『基本給・時給の引き上げ』19.6%(783 人)、『手当』16.8%(670 人)です。一方で43.2%(1,725 人)が不明と回答しているように、支給が不明瞭な実態も浮き彫りになっています。

平成23年度までに実施されていた介護職員処遇改善交付金が、平成24年度から介護職員処遇改善加算となりました。アンケートからは、介護労働者の処遇の改善は見られませんし、平成26年度で終了予定となっているもとで、介護報酬の再改定の必要性が明らかになっています。

(3) 喜ばれる介護サービスの提供と働き続けられる職場にするために (複数回答)

表記の問いに対して、①『必要なサービスができる時間の保障』67.6%、②『利用者とのコミュニケーション』66.2%、③『介護専門職としての賃金確立』61.4%、④『安定した雇用環境』53.7%、⑤『介護報酬の引き上げ』52.6%、⑥『ヘルパー同士の情報交流の場』47.3%、⑦『移動・待機時間の賃金保障』47.0%、⑧『スキルアップ』46.0%、と続いています。利用者に喜ばれる介護サービスの提供と働き続けられる介護現場にしていくために必要なことは、1 位から 8 位まで 45% を超えており、総合支援が求められています。

この回答は、多くの介護関係者が利用者とのコミュニケーションがないサービスは 介護ではないと述べています。その実現のためには、抜本的な介護報酬の改定が必要 なことを示しています。

(4) 雇用形態別のヘルパー労働者の姿

①正規ヘルパー 722人

・平均年齢は、48.1歳。

6月の給与額回答者352人の平均給与180,984円 時給1,245円 平均労働時間145時間24分 収入が減ったと回答した107人中、金額が記入の59人の平均減額は19.298円。

- ・『訪問回数』が増えた17.9% (138人)、減った11.9% (92人)
- ・『訪問時間』が増えた10.4%(80人)、減った48.8% (377人)
- ・『時給』変わらない75.9% (586人)、減った11.9% (92人)
- ・『生活支援1では終わらなく2回になった』が29.9% (231人)
- ・『45分になった事について』の思いで1番多いのは、「どちらとも言えない」が49.5% (382人)。「もっとサービス時間を増やすべき」が41.5% (318人)。
- ・『改定前と後で収入はどうなりましたか』「変わらない」66.2% (511人)、「減った」 13.9%(107人)、「増えた」6.5% (50人)。
- ・『喜ばれる介護サービスの提供と働き続けられる職場にするために』では、正規ヘルパーの場合1位は、「介護専門職としての賃金確立」74.6%(576人)、2位「必要なサービスが出来る時間の保障」62.0%(479人)、3位「利用者とコミュニケーションがとれるゆとり」61.0%(471人)、4位「安定した雇用環境」60.9%(470人)の順。

正規の介護労働者であっても、6月の給与額回答者383人の月収18万円が平均であり、 賃金の確立の要求が鮮明に出されています。こうした実態が続けば、正規労働者であっ ても、介護で働き続けられることは困難です。

②パートヘルパー 1,372人

・平均年齢は、52.4歳。

6月の給与額回答者846人の平均給与97,846円 時給1,228円 平均労働時間79時間40分収入が減ったと回答した477人中、金額が記入の340人の平均減額は16,691円。

- ・『訪問回数』が増えた12.5%(172人)、減った16.4%(225人)
- ・『訪問時間』が増えた6.6%(90人)、減った54.4%(747人)
- ・『時給』変わらない59.0% (809人)、減った30.0% (411人)
- ・『45分になった事について』の思いで一番多いのは、「もっとサービス時間を増やすべき」が52.0%(714人)。
- ・『改定前と後で収入はどうなりましたか』「変わらない」49.2%(675人)、「減った」 34.8%(477人)、「増えた」5.2%(71人)。
- ・『喜ばれる介護サービスの提供と働き続けられる職場にするために』では、パートへルパーの場合1位は、「必要なサービスが出来る時間の保障」67.7%(929人)、2位「利用者とコミュニケーションがとれるゆとり」65.6%(900人)、3位「介護専門職としての賃金確立」62.2%(853人)順。

介護報酬改定では、正規よりも賃金の減額幅が大きく、14.6%もの収入源となっています。そうしたもとでも、賃金確保以上に、利用者への生活支援とコミュニケーションの時間確保を望んでいます。改定の時間短縮が、収入源と介護労働者としてのやりがいを奪っています。

③登録ヘルパー 1,780人

・平均年齢は、55.2歳。

6月の給与額回答者1,012人の平均給与68,879円 時給1,431円 平均労働時間48時間7分 収入が減ったと回答した876人中、金額が記入の615人の平均減額は15,353円。

- ・『訪問回数』が増えた8.0%(143人)、減った20.8%(370人)
- ・『訪問時間』が増えた4.6%(81人)、減った64.0%(1,140人)
- ・『時給』変わらない56.9% (1,012人)、減った36.0% (641人)
- ・『45分になった事について』の思いで一番多いのは、「もっとサービス時間を増やすべき」が55.6%(980人)。
- ・『改定前と後で収入はどうなりましたか』「減った」49.2%(876人)、「変わらない」 34.3%(610人)、「増えた」4.2%(75人)。
- ・『喜ばれる介護サービスの提供と働き続けられる職場にするために』では、登録ヘルパーの場合は、1位「必要なサービスが出来る時間の保障」70.0%(1,246人)、2位「利用者とコミュニケーションがとれるゆとり」69.0%(1,228人)、3位「介護専門職としての賃金確立」55.3%(986人)順。

介護報酬改定で、登録ヘルパーにもっとも酷い影響が及んでいることが明らかになりました。賃金の減額幅も大きく、在宅時間の短時間化がサービスの低下につながっています。そうした中でも、登録ヘルパーは利用者への生活支援とコミュニケーションの時間確保をもっとも強く望んでいます。

(5) アンケート全体をとおして

昨年4月に「改正」介護保険法の施行、介護報酬改定、第5期介護保険事業計画が実施され、診療報酬の改定も同時に行われました。そのことにより、保険料は大幅に上げられるとともに、処遇改善交付金は終了となり3年の期限付き処遇改善加算が実施されました。今回のアンケートの結果は、介護現場に過酷な影響を及ぼしていることが明らかになりました。

アンケートの結果は、介護労働者の訪問時間減、収入減、利用者へのサービス減など、 サービスが時間内に終わらない、賃金や労働条件などの悪化が広がるという事態が浮き 彫りになっています。ヘルパーの月収減は、二桁のパーセントになっています。他の団 体が行った介護事業所調査では、利用者にとってのサービス減と利用料の増加、事業所 経営の困難さなどが明らかになっています。

アンケートでは、今回の介護報酬改定がとくに登録へルパーに過酷な実態が及んでいることが明らかになりました。在宅介護の現場では、身体介護と生活支援が分かちがたく、一体で行っています。生活支援の切捨ては、登録へルパーの切捨てにつながるものです。

このように、介護保険法の改正と介護報酬改定は、利用者および家族、介護事業者、介護労働者にとって厳しい状況が生まれています。このままでは、介護の担い手が働き続けることが困難になっており、介護保険制度の当初の理念であった「介護の社会化」から遠ざけるものとなっています。